

東松山市変動型最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東松山市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により契約を締結する場合において、過度に低価格な入札による品質の低下を防止するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項の規定に基づき、応札者の入札価格を反映させる変動型の最低制限価格を設定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(設定対象)

第2条 変動型の最低制限価格を設定する競争入札は、設計金額が500万円以上の委託業務（建設工事に係る設計、調査及び測量等の委託業務を除く。）とする。ただし、総合評価方式による入札及び単価契約による入札は除く。

(算出対象の入札)

第3条 変動型の最低制限価格の算出の対象となる入札（以下「算出対象の入札」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札公告で定める入札の無効に該当した入札
- (3) 予定価格より高い金額でした入札
- (4) 予定価格の10分の1の金額以下で行われた入札

(最低制限価格の算出方法)

第4条 変動型の最低制限価格は、次の方法により算出する。

- (1) 算出対象の入札の数に10分の6を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げて得た数）を求める。
- (2) 算出対象の入札のうち、入札金額の低い方から序列にして前号により求めた数に当たる順位までの入札価格の平均の額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額）を求める。
- (3) 前号により求めた平均額に10分の9を乗じて得た額（その金額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額）と予定価格の額に10分の7を乗じて得た額（その金額に1万円未満の端数があるとき

は、その端数を切り捨てて得た額)を比較し、いずれか大きい額(同額のときは、当該額)を最低制限価格とする。

2 前項の規定にかかわらず、算出対象の入札の数が3に満たないときは、予定価格の額に10分の7を乗じて得た額(その金額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額)を最低制限価格とする。

3 第1項により決定した最低制限価格は、その決定後に入札の無効が明らかになった場合又は事後審査型入札の事後審査により落札候補者が失格になった場合においても変更しない。

(落札者の決定)

第5条 市長は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者(事後審査型入札による時の落札候補者を含む。)として決定する。

(公表)

第6条 市長は、変動型の最低制限価格を適用しようとするときは、その入札公告において、その旨を公表しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第2条第1号の規定は、同年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の東松山市変動型最低制限価格制度試行要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告した入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

2 改正後の東松山市変動型最低制限価格制度試行要綱の規定は、この要綱の

施行の日以後に公告した入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の東松山市変動型最低制限価格制度実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告し、又は通知する入札について適用し、同日前に公告し、又は通知した入札については、なお従前の例による。